

①事務事業名		担当 課係	内線	1233
事業コード	豊前市就労支援事業		福祉課保護係	
開始年度: 平成 17 年度 ⇒ 終了年度: 平成 年度				

②事務 の位置 づけ	事業の種類	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務		
	根拠法令	☒ あり (生活保護法、豊前市就労支援事業実施要領) ☐ なし		
	分野別計画・指針	☐ あり () ☒ なし		
	総合計画の体系 (☐ あり ☒ なし)	5つの柱		
		まちづくりの目標		
		基本方針		
		施策区分		

③事業の概要・内容(Plan)

事業の概要	生活保護受給者のうち就労可能な者を生活保護受給者等就労支援事業の対象とすることで、福祉事務所がハローワークと連携し、雇用にかかわる専門的助言や求人情報の収集・提供を行い、就労支援を実施する。
-------	---

事業 の 内 容	対象(誰を対象としているのか)	稼働年齢層(16～65才)の被保護者及び稼働年齢層以外の就労意欲のある者、公的医療機関での検診及び診断書にて就労可能と判断された者。
	目的(何のために行うのか、具体的に)	生活保護法第1条の規定に基づき、被保護者の自立助長を促進するため、福祉事務所及び関係機関との連携を図り、被生活保護者に対して積極的な就労支援を行う。
	手段(どのような方法で実施するのか)	1.福祉事務所内にて就労支援検討会議を開催し、対象者の分析結果等をもとに支援メニューを協議。 2.対象者ごとに目標と達成期限等を設定し、個別就労支援計画書を作成。 3.就労活動報告書及び個別面談等により進捗状況を把握し、必要に応じて支援メニューの見直しを行う。

④事務事業の実施状況・現状把握(Do)

活動 指標	指標名等(説明・算定式)	単位	H21	H22	H23	H24	H25
			実績	実績	目標	目標	目標
	就労支援対象者	人	12		3	5	5

成果 指標	指標名等(説明・算定式)	単位	H21	H22	H23	H24	H25
			実績	実績	目標	目標	目標
	就労を開始した者	人	3		3	3	3
	指標化(数値化)できない成果						

事業 費	事業費(単位:千円)		決算額		予算額	計画(概算見積もり)	
			H21	H22	H23	H24	H25
	財 源 内 訳	国・県支出金			2,400	2,400	2,400
		地方債					
		その他					
		一般財源					
	事業費合計 (b)		0	0	2,400	2,400	2,400

⑤事務事業の評価(Check)

必要性	公共性は	☐ 高い ☒ 普通 ☐ 低い			
	住民ニーズは	☐ 高い ☒ 普通 ☐ 低い			
	現時点でこの事業を取り巻く状況に該当するものは	☐ 1 事業開始時と比較して社会経済状況が変化、または目的がすでに達成されたなど実施意識が低下している。			
		☐ 2 ニーズと比較してサービスの供給が過剰となっている。			
		☐ 3 国や他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある。			
		☐ 4 国または県において、同種のサービス提供が行われている。			
☐ 5 民間の活動を阻害、あるいは民間と競合している。					
有効性	上位施策に対する貢献度は	☐ 1 政策・施策への貢献度が著しく高いとはいえない。			
		☐ 2 政策・施策の目的を実現するためには、実施内容が必ずしも適切ではない。			
		☐ 3 当該事業を現在の実施内容で継続しても、成果の向上が期待できない。			
		☐ 4 類似・重複した事務事業が存在する。(事業名)			
		☒ 5 上記に該当する項目はなく、上位施策への貢献度を認められる。			
	目標に対する達成度は	☐ 非常に高い ☐ 高い ☒ 低い ☐ 非常に低い			
効率性	単位コストの状況は	☐ かなりよかった ☐ よかった ☒ 変わらない ☐ 悪くなった ☐ かなり悪くなった			
	事業費や人件費削減の工夫は	選択しなかった根拠	☐ 1 従事人員の見直しによりコストを下げる余地がある。		
			☐ 2 事務改善(手順の見直し・作業の効率化・IT活用等)によりコストを下げる余地がある。		
			☐ 3 契約内容の変更によりコストを下げる余地がある。		
			☐ 4 他の実施主体の活用によりコストを下げる余地がある。		
			☐ 5 その他見直し・変更によりコストを下げる余地がある。(受益者負担等)		
			☐ 1 既に活用している。		
			☐ 2 法的に行政職員が行うべき。		
			☐ 3 市民サービスが低下する。		
			☐ 4 他の実施主体が持つ専門知識、経営能力、技術力等を活用できない。		
☒ 5 コスト削減が期待できない。					
☐ 6 公平性・公正性、守秘義務が保証されない。					

⑥事務事業の改善(Action)

所属長所見	今後の方向性等(所属長所見・意見等)				
	23年度から新たに専門の就労支援員を配置することにより高い効果が得られると予測されることから現状維持とする。				
評価	- 充実 - 現状維持 - 改善 - 縮小 - 廃止	現状維持	意見等		
			今後も適正な実施に努められたい。 所属長所見のとおり。		
		作成年月日	平成23年 6月30日	内部審査	平成23年10月7日